



青森県告示第十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定居宅支援事業者
	主たる所在地
名 称	児童居宅生活支援事業を行う事業所
	所在地
指 定 年 月 日	

社会福祉法人 七峰会	弘前市大字下 白銀町二一の八	デイサービス	山郷館児童・障害者デイサービスセンター	弘前市大字若 葉二丁目一三	平成 一七・一
---------------	-------------------	--------	---------------------	------------------	------------

青森県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年二月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間				変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三三八号	下北郡東通村大字小田野沢字湯ノ沢山二の四から		前	一七・六〇〇メートル	一、一四〇・〇〇メートル			
			下北郡東通村大字小田野沢字湯ノ沢川目四〇の四まで		前	一七・七〇〇メートル				
			下北郡東通村大字小田野沢字見知川山一の三まで		前	四一・七〇〇メートル				
			下北郡東通村大字小田野沢字湯ノ沢山二から		前	一七・七〇〇メートル				
		下北郡東通村大字小田野沢字見知川山一の三まで	後	八三・〇〇〇メートル		三、六八〇・〇〇メートル				

青森県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年二月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道 米山宮蒲川線	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山二八六から 大津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢五四の一まで	平成一七・一・三

青森県告示第二十一号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第  
十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び十和田県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十七年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一 級河川 高瀬川水系古間木川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年一月十二日

三 廃川敷地等の位置

三沢市字古間木山五九の二、五九の四、五九の八、六三の四、六三の八、六三の九、六三の一四、六三の一五、六三の二五、六三の二七、六三の二九、六三の三一、六八の三三、六八の四八及び一六一の三地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 八六三・五九平方メートル

青森県告示第二十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十六年十二月二十三日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十七年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称  
南津軽郡浪岡町福田三丁目二の二  
有限会社タカハシ

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小

田川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年一月十二日

北地方農林水産事務所長 斉 藤 剛

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	青 山 恭 一	旧住所 北津軽郡中里町大字尾別字湯島二二 新住所 北津軽郡中里町大字尾別字湯島二二 一の六	平成二六・二・二六

むつ県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年一月十二日

むつ県土整備事務所長 南 山 一 雄

位 置	延 長	幅 員	年 月 日 指 定
むつ市中央二丁目一四八 の二及び一四八の三	二六・〇七メートル	六・一〇メートル	平成 二六・二・三

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭